



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110

Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 39 (2014年3月20日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律情報 Vol.39は「不当解雇事件の判例」です。今回は企業側が「敗訴」したケースを取り上げました。

【今回の事例のポイント】

1. 男性労働者と女性労働者の定年退職年齢が異なるのは違法か否か？
2. 定年退職を理由に賃金を支給しないのは違法か否か？
3. 不当解雇と判断される理由とその根拠は？

【背景】

株式会社 B は男性被雇用者と女性被雇用者の定年年齢が異なっている。男性被雇用者は 55 歳、女性被雇用者は 50 歳である。就業規則にもこの点は記載されており、被雇用者は合意していた。しかしながら、女性被雇用者が 50 歳を迎え定年退職をした際に、株式会社 B は解雇保証金を支払わなかったため、女性被雇用者 A を含む 7 名（原告）は株式会社 B（被告）に対し、「定年退職を理由とした不当解雇」として提訴したものである。

不当解雇事件の判例

最高裁判決番号 6011-6017/2545

(คำพิพากษาศาลฎีกา คัมปีปาร์คサーサーนด์เียร์คาร์)

(関連条文)

民商法典第 150 条

1998 年労働者保護法第 15 条、第 108 条、第 115 条、第 118(2) 条

1979 年労働裁判所設置及び訴訟法第 49 条

1975 年労働関係法第 5 条、第 10 条、第 11 条

原告：女性被雇用者 A を含む 7 名

被告：株式会社 B

【判旨】

被告の就業規則は、雇用又は業務遂行に関する被告の雇用者及び被雇用者間の合意事項であり、労働日及び時間、賃金、福利厚生、解雇又は入社から退職までの雇用又は業務遂行に関するその他利益について規定している。雇用条件に関する合意事項は、労働関係法第5条、第10条、第11条、及び労働者保護法第108条に基づいており、雇用者と被雇用者を拘束する労働契約の一部とみなされる。しかし上記就業規則では、女性被雇用者の定年が50歳であるのに対し、男性被雇用者の定年は55歳と規定している。雇用者は、男性被雇用者と女性被雇用者の業務形態又は状況がどのように異なるのかを明確にせず、男性被雇用者と女性被雇用者を不平等に扱っているため、国民の安寧に関する規定である労働者保護法第15条に違反している。したがって、上記就業規則において、女性被雇用者の定年を50歳と規定した部分については、民商法典第150条に基づき無効である。

被告が原告を定年退職とし、原告の継続雇用を認めず、定年退職を理由に賃金を支給しなかった件は、労働者保護法第118条(2)の「原告が違反を犯しておらず理由のない解雇」に該当する。したがって、正当な理由のない解雇であり、労働裁判所設置及び訴訟法第49条に基づく不当な解雇とみなす。

被告は、事業開始時より、就業規則にて女性被雇用者の定年を50歳、男性被雇用者の定年を55歳と規定している。原告は、被告への入社時に雇用契約を締結する時点でそのことを承知しており、就業規則の拘束を受けてきた。しかしその後当該就業規則は、女性被雇用者の定年を50歳と規定している部分が労働者保護法第15条に抵触し、効力を有しなくなった。被告による原告の不当解雇には、原告を苦しめる意図はなく、法令の改定に一部起因している。中央労働裁判所は、その事実を考慮し、被告が原告を再度雇用するか、原告に対し補償金を支払うことが適切であると判断した。

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2014年4月24日(木)です。

(4月号は第4木曜日となります)

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

【スタッフのご紹介】

★今号より、TJP のスタッフをご紹介致します。

今回は、皆様の法律情報を翻訳している高野女史です。

高野 香 (たかの かおり)

東京外国語大学・東南アジア語学科(タイ語専攻)卒。大学卒業後1年間、チュラロンコン大学文学部インテンシブタイコースにてタイ語の基礎を習得しました。その後日本に帰国し、日本では県立高校教師として英語教育に携わっていましたが、一念発起して退職。2004年4月に再度来タイし、今日に至ります。



子どもの頃より、外国、外国語への憧れが強く、これまで英語を始めとする主要な言語から、アラビア語、ギリシア語に至るまでいろいろな言語をかじってきた「言葉おたく」です。タイ語は「コーカイ」からスタートしてから随分経ちますが、まだまだ発展途上。細かいニュアンスの違いや、広告、看板などの表現がすぐに気になり、いつもタイ人の友だちを質問攻めにし困らせています。

タイスイーツが大好きで、一番のお気に入りには“ブアロイカイワーン”です。

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス： 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス： Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ